

しかしながら、部は、契約期間中に契約変更等の手続をとることなく、履行期限日と同日の完了検査において、当該作業が未実施のまま検査合格としており、適切でない。
部は、委託契約の処理を適切に行われたい。

(健康安全部)

(表9) 委託契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約金額	契約期間	履行期限までに完了していなかった作業
リオデジャネイロ2016オリンピック・パラリンピック競技大会における感染症対策に関する調査委託	4,082,400	平成28.12.10 ～平成29.3.17	「リオデジャネイロ市及びブラジルの感染症対策部署の担当者や組織、委員会等の担当者等」6名程度へのヒアリングのうち、3名分。また、ヒアリング結果に基づく報告書作成作業等。 ※実際は平成29.4.4及び4.6に実施

(13) 出えん金の管理を適正に行うべきもの

総務部は、子育ての応援を目的として特定非営利活動法人や企業等が行う先駆的、先進的な事業を助成する東京子育て応援事業を、公益財団法人東京都福祉財団(以下「財団」という。)に行わせるため、財団に20億円を出えんしている。財団はこれを財団の資産と区分して経理し(以下「基金」という。)、これを原資として、平成27年度から10年間の計画で事業を行っており、事業終了後、基金残額がある場合は都に返還することとなっている。この出えん金の管理について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。

- ① 部が財団と締結している「東京子育て応援事業の実施に係る出えん金契約書」によれば、財団は基金の運用によって発生した果実を発生都度基金に繰り入れることとなっている。しかしながら、部は財団が基金の一部を定期預金により運用していることを把握しておらず、財団からの事業実績報告書において報告がなされていなかったため、平成27年度及び28年度の利子収入(平成27年度：79万3,793円、平成28年度：8万2,799円)があつたことを認識していなかった。
- ② 部は、各年度の事業実績報告において、助成金支出や寄付金収入の財団の総勘定元帳の写しを確認しているが、基金の残高そのものを確認していない。
- ③ 部は、基金の増減理由となる年度中の助成金支出額と寄付金収入の額について、事業実績報告書により報告を受けていたが、各年度末における公有財産台帳の出えん金残高に反映させていなかった。

この結果、部は、表10のとおり、平成28年度末時点の出えん金の残高を6,882万9,008円、公有財産台帳に過大に登載している。
助成事業の進捗を管理する上で、原資となる基金の残高は基本的な情報であることから、部はこれを適確に把握する必要がある。
部は、基金に係る財団の会計処理及び残高を財団の経理書類等により確認するなどして、出えん金の管理を適正に行われたい。

(総務部)

(表10) (公財) 東京都福祉保健財団「東京子育て応援事業」出えん金の収支・残高(単位：円)

年度(平成)	年度当初残高(a)	寄付金収入(b)	利子収入(c)	年度末時点の助成金支出額(d)	年度末残高(e=a+b-c-d)	公有財産台帳の額(f)	差額(g=f-e)
27	2,000,000,000	573,879	793,793	33,119,000	1,968,248,672	2,000,000,000	31,751,328
28	1,968,248,672	130,400	82,799	82,859,000	1,985,602,871	1,954,431,879	68,829,008
						正	誤

(14) 感染性廃棄物の保管を適切に行うべきもの

健康安全研究センターでは、平成28年度に竣工した付属棟を、センター内で発生した廃棄物の保管庫として使用している。
これら廃棄物の保管状況を見ると、監査日(平成29年5月22日)現在、以下のとおり適切でない状況が認められた。

- ① 毒物劇薬等を含む廃液を保管するための棚は、構造上せい、弱であり、転倒防止措置を講じていない。
- ② 感染性廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに定める条件を満たすものでなく、あるいはならないが、液体性の感染性廃棄物を保管する容器は軟質の合成樹脂製であるため、腐敗ガスをより変形し、飛散及び流失の危険性がある状態となっている。
- ③ 箱形のポリ容器は、棚に保管されることなく積み重ねられており、震災発生時には容易に落下する状態となっている。
センターは、感染性廃棄物等の保管を適切に行われたい。

(健康安全研究センター)

2 意見・要望事項

(1) 保育士養成施設に対する就職促進事業について

少子社会対策部は、待機児童対策の一環である保育士の人材確保対策として、保育士養成施設に対する就職促進事業を平成28年度から実施しており、事業及び補助の概要は表11のとおりとなっている。

ところで、この事業の実施状況を見たところ、表12のとおり、21施設を目標とし、予算計上しているが、実施施設は1施設であるなど執行率が低調となっている。

部は、保育人材確保と養成に関する連絡会(平成29年3月15日開催)にて、アンケートを行い、都独自要件に対して緩和を求める意見を得ている。

このような現場の声の事業への反映について検討することは、事業のより効果的な執行や執行率の向上に資するものとなる。

待機児童対策は、2020年に向けた実行プランにも定められ、緊急の課題であることから、部は、保育士養成施設に対する就職促進事業を効果的に行うよう検討することが望まれる。

(少子社会対策部)

(表11) 事業及び補助の概要

事業目的	都道府県知事の指定する保育士を養成する養成施設に対し、卒業予定者が保育所等へ就職するよう促すこと。	
対象施設	81施設(東京都内に存在する大学・短大・専門学校等)	
補助負担割合	国1/2、都1/2	
補助要件	国	①実施年度における卒業予定者に占める対象施設への就職内定の割合(内定割合)が、前年度における卒業予定者に占める対象施設への就職割合(前年度就職割合)の全国平均を上回っていること。 ②内定割合が、養成施設の前年度就職割合と同率以上であること。
	都	③前年度の就職者数と比較して、実施年度の内定者数が一定数(5人以上)増加していること。 ④実施年度において、入学定員を超過した学生数が著しく過大なものとして指導の対象となっていないこと。
補助基準額	養成施設における対象施設への就職内定率が前年の就職割合(全国平均)と比較し、2%増加することにより26万円	
補助対象経費	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品等)、役員費(通信費等)、委託料、使用料、賃貸料及び備品購入費等	

(表12) 実施状況

予算(A)	実績(B)	執行率(B÷A)
3,796万円(21施設)	49万円(1施設)	1.3%

病院 経営 本部

1 指図書事項

(1) 病院における警備体制の改善を図るべきもの

都立病院は、都民の生命と健康を守ることを使命とし、そのための体制確保、事件及び事故の未然防止対策等が求められており、厚生労働省の通知(注)を参考に、警備及び安全管理体制を整備している。

ところで、神経病棟の警備及び安全管理の状況について見たところ、監査日(平成29年5月16日)現在、表1のとおり適切でない箇所が認められた。

病院は、当該箇所の修繕を早急に行い、警備体制の改善を図られたい。

(神経病棟)

(注)「医療機関における安全管理体制について(院内で発生する乳児連れ去りや盗難等の被害及び職員への暴力被害への取り組みに関して)」について(平成18年9月25日厚生労働省通知医政総発第0925001号)。本通知により、都道府県知事への注意喚起や暴力被害等を未然に防止するための取組事例の紹介を行い、安全管理体制の取組の参考とするよう通知している。

(表1) 病院における警備体制が適切でない事例

該当箇所	厚生労働省通知の内容 (抜粋)	監査日現在の状況 (平成29.5.16)
非常口 出入口	非常口は、災害等緊急時の避難を妨げないようにする必要もあるため、内部からは開けられるが、外部からは鍵がないと開かないタイプのものとする。	3階にある非常口のうち1か所のサムターンがドア外側についており、外部から開錠可能な状況にある。 上記の非常口横のバルコニーの出入口についても同じ状況である。(バルコニーは階段等とながっていないため、外部からの侵入は容易でない構造ではあるが、事件等の予防の観点からも改善が望ましい。) (注)

(注) 当該箇所については、平成29年6月12日に修繕を完了したことを確認した。

(2) 弁護士委任による医療費の債権整理・回収業務について

サービス推進部は、都立病院医療費の債権回収を促進するため、表2のとおり、未納者への督促状の送付、電話及び文書による催告、未納者との折付相談などの業務を弁護士法人に委任している。

当該弁護士法人に回収を委任した案件について見たところ、表3の状況となっており、以下の問題点が認められた。

(表2) 委任契約の状況 (単位:円)

年度	契約期間	契約金額	委任契約の相手方	案件番号
27	平成27.10.15 ～事業終了日	4,968,000 (@23,000×200件+消費税)		1～4
26	平成26.12.5 ～事業終了日	4,719,600 (@23,000×190件+消費税)	A	5

(注1) 委任案件指定時に支払を行っている。
(注2) 契約金額には上記のほか、頭券等実費額が加わる。

ア 契約書等に業務開始や報告書の提出等の時期を明確に定めるべきもの

① 委任案件指定から初回交渉までに、案件2、3及び4について3か月を要している。

② 最終交渉から終了報告書作成まで、案件2(7か月)、案件3(2か月)、案件5(1年9か月)などの期間が経過している。

③ 終了報告書作成から病院に案件が返却されるまでに、案件1、2及び4(7か月)、案件3(5か月)などの期間が経過している。

上記のように、交渉がないまま、長期間経過しており、その間に時効を迎えた案件もあり(案件3及び5)、迅速かつ有効な回収業務となっていない。

これは、業務開始や報告書の提出、報告書提出後の案件返却の時期について、契約書等に明確に定めていないことによるものである。

部は、契約書等に業務開始や報告書の提出等の時期を明確に定められたい。

(チュービス推進部)

イ 契約書等に委任事務の終了の要件について定めるべきもの

案件1について、合意書の履行がないことから、神経病院は弁護士法人に履行がない旨の連絡を行っているにもかかわらず、弁護士法人は、これについて対応を行わず、終了報告書を提出し、病院及び部は、これを受領している。

契約書を見たところ、委任事務が終了したときは、報告書を提出する、とあるが、終了の要件についての定めがないことが認められた。

部は、契約書等に委任事務の終了の要件を定められたい。

(チュービス推進部)

ウ 契約書等に報告内容の詳細について定めるべきもの

案件2から5までについて、終了報告書で架電したとしているものの、報告書に添付されている交渉記録に架電の日時等が記載されていない。

これは、契約書等に報告内容の詳細について定めていないことによるものである。部は、契約書等に報告内容の詳細について定められたい。

(チュービス推進部)

(表3) 弁護士委任案件の状況

案件番号	調査年月(平成)	金額(円)(調査件数)	交渉経過等		時効期間満了日(平成)	記録の状況
			年月日(平成)	交渉経過等		
1	25.5 ～ 25.6	102,870 (2件)	27.10.28	委任案件指定	31.3.18	終了報告書では、最終交渉のほか、複数回架電するも連絡がとれなかったとの記載があるが、架電日時等の記載がない。
			28.2.1	面談(電話)(初回交渉の記録なし)		
			28.2.9	未納者から分納申請書を受領		
			28.3.19	未納者から分納方法についての合意書を受領		
2	25.8 ～ 26.4	515,051 (14件)	28.9.20	終了報告書	30.1.23	終了報告書では、最終交渉のほか、複数回架電したとの記載があるが、架電日時等の記載がない。
			28.4.28	病院は、分納の履行がないため、弁護士事務所へ報告し、催告を依頼		
			28.2.9	最終交渉(督促後、未納者から電話連絡受け、面談予約をするもキヤンセルされる。)		
			28.9.20	終了報告書		
3	25.2	283,270 (1件)	27.10.28	委任案件指定	28.6.21	終了報告書では、督促状送付後及び最終交渉前のタイピングで複数回架電したとの記載があるが、架電日時等の記載がない。
			28.1.29	初回交渉(督促状送付)		
			28.9.21	最終交渉(回答書付通知書送付)		
			28.11.18	終了報告書		
4	25.12 ～ 27.2	275,730 (18件)	29.4.19	案件返却(委任事務終了)	31.8.15	分納履行の催告書では、複数回架電した旨の報告書の交渉記録に架電日時等の記載がない。
			27.10.28	委任案件指定		
			28.1.29	初回交渉(督促状送付)		
			28.9.20	終了報告書		
5	24.2 ～ 24.3	266,000 (2件)	27.1.20	委任案件指定	28.7.19	終了報告書では、督促状送付後、連絡が取れたが、その後何度か架電するも連絡がとれなかったとの記載があるが、架電日時等の記載がない。
			27.3.9	初回交渉(督促状送付)		
			27.6.25	最終交渉(回答書付通知書送付)		
			29.3.31	終了報告書		

(注) 案件1は神経病院、案件2～5は小児総合医療センターの事例である。

(3) 複写サービスに係る契約を長期継続契約によって行うことを検討すべきもの
 複写サービスに係る契約については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条
 例施行規則(平成18年東京都規則第36号)において長期継続契約を締結することができる
 ものと定められている。

ところで、大塚病院における複写サービスに係る契約状況を見たところ、表4のとおり、平
 成27年度及び平成28年度に同様の単年度契約がそれぞれ締結されていることが認められた。
 これらの契約については、長期継続契約で行うことによって事務手続の効率化が見込まれる
 ことから、病院は、複写サービスに係る契約を長期継続契約によって行うことを検討されたい。
 (大塚病院)

(表4) 医事課の複写サービスに係る契約状況

年度	契約件名	契約期間	推定総金額	契約の相手方	選定方法
27	電子複写機の複写サービスに関する契約(医事課)(単価契約)	平成27.4.1～平成28.3.31	505,440	B	見積合せ(2者)
28	電子複写機の複写サービスに関する契約(医事課)(単価契約)	平成28.4.1～平成29.3.31	505,440		単数見積り

(単位：円)

(4) 工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導すべきもの
 多摩総合医療センターは、工事契約における工事記録写真について、特記仕様書の中で「工
 程ごとに撮影し、提出する」と定めている。

ところで、センターにおける工事契約について見たところ、表5のとおり、項番1の契約で
 は、駐車場内の白線等の引き直しに係る写真が未提出であり、項番2の契約では、ホワイトボ
 ード等の設置に係る写真が未提出であることが認められた。
 センターは、工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導されたい。
 (多摩総合医療センター)

(表5) 契約の状況

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約内容	写真
1	第一駐車場縁石等改修工事	平成28.7.7～平成28.8.15	1,658,880	縁石の改修 駐車場内の白線等の引き直し	提出あり
2	病棟スタッフ控室テレビキー設置等工事	平成29.3.10～平成29.3.28	950,400	テレビキーの設置 ホワイトボード等の設置	提出あり 提出なし

(単位：円)

(5) 意思決定を適正に行うべきもの

大塚病院で行った299万9,240円の善積(注)について見たところ、入院中に発生し
 た事故による手術及び治療に係る費用であることが認められた。
 病院は、入院中に発生した事故であることから、当該治療費を患者本人に請求しないことと
 し、善積で処理していた。このことについて、院内の会議で協議して決定したという議事録は
 存在するが、文書による意思決定は行っておらず、適正でない。
 病院は、善積処理について、文書による意思決定を適正に行われたい。
 (大塚病院)

(注) 患者に適用する保険が誤っている場合等に、当該請求書を取り消すこと。

遊 業 勞 働 局

1 指 摘 事 項

(1) 補助対象経費を明確にするべきもの

観光部は、「観光インフラ整備推進事業実施要綱」に基づき、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）と出せん契約を締結し、財団は、事業の実施に当たって補助金交付要綱を策定している。

このうち、「無線LAN環境の整備」に対する補助対象経費は、表1及び表2のとおりとなっている。

ところで、財団において補助金の交付実績を見たところ、既設の無線LAN機器の移設費用についても、機器の新設に伴って電波環境が向上する場合は、補助対象としている事例が認められた。

しかしながら、契約書等では、移設経費が対象であると表記されておらず、補助事業者が入手できる交付要綱等においても明確とはなっていない。

部及び財団は、公平性・公正性の観点から、契約書、交付要綱等において補助対象経費を明確にされたい。

(観光部)

(公益財団法人東京観光財団)

(表1) 出せん契約の表記

契約件名	観光インフラ整備推進事業の実施に係る出せん契約
補助対象経費	・無線LAN機器購入に係る経費 ・購入した無線LAN機器の設置に係る経費

(表2) 補助金交付要綱及び申請の手引の表記

交付要綱及び申請の手引名	・宿泊施設の外国人旅行者受入環境整備支援補助金交付要綱 ・機器購入費
補助対象経費	・設置工事費（レンタル機器に係る経費を除く。）

(2) 清掃委託契約の履行確認を適切に行うべきもの

東京都労働相談情報センター池袋事務所は、表3の契約を締結し、日常清掃業務、定期清掃業務等を委託している。

ところで、本契約の仕様書によれば、委託業務終了後に作業報告書をもって報告するとされている。

しかしながら、所は、日常清掃業務については報告書を出させているものの、定期清掃等に関しては、目視のみで履行確認しており、報告書を提出させていないことは適切ではない。所は、作業報告書を受託者に求め、清掃委託契約の履行確認を適切に行われたい。

(労働相談情報センター池袋事務所)

(表3) 庁舎清掃委託契約の概要

契約件名	東京都労働相談情報センター池袋事務所庁舎清掃委託		
契約期間	平成28.4.1～平成29.3.31		
契約金額	1,726,920円		
受託者	A		
建物概要	地上5階 地下1階 延床面積：1,859.81㎡		
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・日常清掃業務 ・定期清掃業務（窓ガラス清掃、空調機及びフィルター清掃業務を含む。） ・駐車場前側溝の汚泥の除去 		
業務周期	日常清掃	開庁日	
	定期清掃（床清掃、窓ガラス清掃等）	月1回（弾性床の刷新洗浄は年1回）	
	空調機及びフィルター清掃	4月・10月	
	ドライエリヤ清掃	年6回（偶数月）	
	屋上清掃	年6回（偶数月）	
	側溝清掃	年1回（5月）	

中央卸売市場

1 指摘事項

(1) 保証金を適正に算定し徴収に努めるべきもの

大田市場は、東京都中央卸売市場条例(昭和46年東京都条例第144号。以下「市場条例」という。)等に基づき、場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者(以下「市場内業者」という。)が市場へ預託すべき保証金の額について、毎年度、確定処理を行っている。ところで、仲卸業者Aに係る確定の関係書類を見たところ、算定の基礎となるデータの集計を誤ったため、表1のとおり、平成28年度の保証金4万円が不足していることが認められた。場は、保証金を適正に算定し徴収に努められたい。

(大田市場)

(表1) 保証金の算定

(単位:円)

区分	既確定額(A)	正確定額(B)	差引(A-B)
平成28年度保証金	2,745,000	2,785,000	△40,000
施設使用料分による算定額	2,705,000	2,705,000	0
売上高割使用料分による算定額	40,000	80,000	△40,000

(2) 販売状況を適正に報告させ使用料及び保証金を算定し徴収に努めるべきもの

東京都中央卸売市場条例施行規則(昭和46年東京都規則第273号)によれば、関連事業者の使用料は、生鮮食料品等に係る販売金額の千分の一と場内における使用面積等による使用料との合計金額である。

また、関連事業者の預託すべき保証金の額は、場内における使用面積又は体積等による使用料月額に定めて定める保証金額と販売金額に応じて定める保証金額との合計金額としている。ところで、世田谷市場における関連事業者Bの販売状況について見たところ、市場条例で報告が義務付けられている生鮮食料品等を販売しているにもかかわらず、場へ報告していないことが認められた。

このことから、関連事業者の使用料のうち販売金額による使用料及び販売金額に応じて定める保証金の額にそれぞれ反映されておらず適正でない。

場は、販売状況を適正に報告させ、使用料及び保証金を算定し徴収に努められたい。

(世田谷市場)

(3) 使用料等の債権に関する正確な情報を部と場とで共有すべきもの

市場条例に基づき市場内業者に使用指定した施設の使用料等については、管理部及び各場は「未収金整理簿」を備えて、それぞれがその管理を行っている。

部では、各場で測定し発行した収入伝票をシステムへ登録し、毎月、システムから配信される入金等の情報を各場へ送付するとともに、部で備える未収金整理簿を更新している。

各場においても、部から送付された情報で未収金整理簿を更新し、場の未収金について滞納整理等の債権管理を行っている。

ところで、部と築地市場の未収金整理簿を照合したところ、部の未収金整理簿に記載されているにもかかわらず、築地市場の未収金整理簿には記載されていない債権が、13件(金額:64万8,344円)認められた。

これは、部が不納欠損対象となる各場の債権を取りまとめて処理した際に、その結果を場へ電話連絡のみで伝えていたことから、部と場との間で情報が正確に伝達されていなかったことなどによるものであり、決算を担当する部と滞納整理等を担当する場との間で齟齬が生じることは適切でない。

部及び場は、使用料等の債権に関する正確な情報を共有されたい。

(管理部)

(築地市場)

(4) 改修工事に係る市場施設の使用承認手続について部と場とが連携して適切に処理すべきもの

事業部が大田市場において施工している表2の改修工事は、施工計画書によると、受注者が、場内施設の一部を資材等置場として使用する工程となっている。このため、受注者は、場内施設を管理する場へ、平成29年1月6日付けで「市場施設の使用について(届出)」を提出し、使用の承認を受けている(使用期間:平成29年1月25日から平成29年2月28日まで)。

しかしながら、場が、工事廃材を一時保管するコンテナの設置場所として、場内周回通路に使用承認した箇所(使用面積5.5㎡)については、監査日(平成29年1月24日)現在、当該使用承認の期間前にもかかわらず、既にコンテナが設置されていることが認められた。

これは、改修工事の施工を管理する部と場内施設の使用を管理する場との連携が不足しており、場が改修工事の工程を十分に把握しないまま、受注者の届出に対して承認手続を進めたことによるものである。

部及び場は、改修工事に係る市場施設の使用承認手続について連携して適切に処理されたい。

(事業部)

(大田市場)

(表2) 事業部が施工している工事の概要

(単位:円)

件名	大田市場(28) 関連機シャッター改修工事		
工期	平成28.10.25～平成29.2.28		
契約金額	55,717,200		
受注者	C		
工事概要	重量シャッター交換	23か所(12店舗)	
	煙感知器連動危害防止装置付	30か所	
	シャッターBOXシリンダー錠交換	30か所	
	スリッチBOXシリンダー錠交換(プレート共)	22か所	

2 意見・要望事項

(1) 各場の市場内業者への指導監督強化に向けた部の取組について

市場は、法令等に基づいて、市場内業者から営業の状況等を記載した事業報告書を毎年提出させており、必要に応じて、市場内業者に対する立入検査、指導及び助言(以下「検査等」という。)を行っている。

市場業務の根幹である卸売業者(33業者)に対しては、公正明らかな取引の推進に役立つよう、市場内業者の経営状況や業務運営の実態、市場関係法令の遵守状況などを現場検査等で確認し、把握する必要があるとして、事業部は、非常勤の公認会計士とともに2年に1回の割合で検査等を実施しており、仲卸業者(1,114業者)に対しても、同様に毎年70業者、おおよそ十数年に1回の割合で実施している。

また、食堂や物販など市場業務を補完する関連事業者(328者)については、各場が主体となっており、日々の巡回指導等に加え、事業報告書や販売報告(年3回)等に基づき業務指導、監督を実施している。

しかしながら、関連事業者から物品の販売金額が報告されていない事例などが認められたことから、各場との役割分担を踏まえ、部は、各場が市場内業者に対する指導監督を強化するよう、各場に対する一層の指導・助言に取り組むことが望まれる。

(事業部)

建設局

1 指導事項

(1) 河川事業に係る単価契約について

河川部は、河川事業に係る単価契約について、道路維持関係の要領(注1)及び手引(注2)を参考として運用することとし、各建設事務所では、この要領及び手引に基づき、河川維持に関する工事等について、単価契約を締結している。

要領において、単価契約工事等は、総価契約では対応が困難な即時性を必要とするもの、かつ小規模なものを対象として、これらに必要な工程及び単価のみを契約し、指示に基づいて施行するものとしている。

そこで、各建設事務所の河川事業に係る単価契約について見たところ、次のとおり改善を要する点が認められた。

ア 単価契約を適正に行うべきもの

各建設事務所の単価契約について見たところ、表1のとおり、

① 総価契約とすべきものを分割し単価契約において複数の指示で行っているもの

② 工種や金額の確認が十分でないもの

など、適正でない事例が認められた。

各所は、単価契約を適正に行われない。

- (第一建設事務所)
- (第二建設事務所)
- (第六建設事務所)
- (西多摩建設事務所)
- (南多摩東部建設事務所)
- (南多摩西部建設事務所)

(注1) 「道路維持関係(単価契約)実施要領」(平成20年4月、道路管理部)

(注2) 「道路維持関係(単価契約)運用の手引き」(平成22年4月、道路管理部)

(表1) 各所における適正でない事例

項目	事務所名	件数 (注1)
1 契約手続が適正でないもの 設計が適切でないもの (注2)	第六建設事務所	2※
	第六建設事務所	9
	西多摩建設事務所	1
総帥契約とすべきもの (注3)	南多摩西部建設事務所	1
2 指示手続が適切でないもの	第一建設事務所	10
	第二建設事務所	1
	第六建設事務所	2
	南多摩西部建設事務所	2
3 工事等が指示期間に行われていないもの	南多摩東部建設事務所	2
4 検査が適正に行われていないもの	第六建設事務所	1
5 工事記録写真に不備があるもの		
合計		31

(注1) ※は契約件数であり、その他は指示件数である。
 (注2) 同様の契約で、種算における諸経費の補正係数が異なっているもの
 (注3) 単価契約の上限金額（400万円）を超えた転落防止柵の補修工事（約66.6万円）について、総帥契約で行うべきところ、4件の指示により分割して工事を行った事例など
 (注4) 工種や金額の確認が十分でないものなど

イ 単価契約の適正かつ効率的な執行を確保すべきもの
 河川事業に係る単価契約については、前述の指摘のとおり、設計内容や指示手続、完了検査などにおいて、複数の事務所でも複数の不適正な事例が発生している。
 このため、河川部は、各所の実態を把握・分析し、リスクを特定の上、河川事業に特化した手引の必要性の検討など、リスクの低減に向けた方策を講じることにより、各所の事務執行態勢を支援・強化し、単価契約の適正かつ効率的な執行を図る必要がある。
 部は、河川事業に係る単価契約の適正かつ効率的な執行を確保されたい。
 (河川部)

(2) 防災船着場等の管理について

河川部は、基本協定（注1）及び年度協定（注2）に基づき、公益財団法人東京都公園協会（以下「受託者」という。）に、11か所の防災船着場について、表2の業務を行わせている。この管理状況について見たところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。
 ア 不具合箇所の補修等について、より効率的かつ効果的な対応を図るべきもの
 施設点検結果及びその対応状況について見たところ、表3のとおり、不具合箇所について、発見から補修まで9か月の期間を要している事例が認められた。
 これは、部が、点検結果報告書を受領後、受託者に原因調査や概算工事費の算出を行わせ、その結果により補修の判断を行うことによるものである。
 しかしながら、受託者が、部に報告することなく行える補修の範囲（状態や金額）を事前に協定書等に定めることにより、効率的・効果的に補修を行うことが可能となる。
 部は、不具合箇所の補修等について、より効率的かつ効果的な対応を図られたい。
 (河川部)

(注1) 「河川管理施設の管理及び水ハズルの保守管理の委託に関する基本協定」（平成23年3月28日）
 (注2) 「河川管理施設（防災船着場等）の管理の委託に関する平成28年度協定」（平成28年3月28日）（概算金額：3,827万3,000円）

(表2) 業務内容（抜粋）

区分	内容
通常業務	①施設点検（※1）、②棧橋及びピララス洗浄、③植栽管理、④待合所建物管理 ※1：受託施設を常時良好な状態に維持するため、3か月に1回、3か月点検を行い、12か月に1回、定期点検を行い、その結果を委託者（河川部及び各建設事務所）に報告すること
特別業務	①修理業務（※2）、②浮き棧橋復旧業務 ※2：施設点検結果により、施設の保全に支障があると認めるときは、速やかに委託者にその旨報告し、委託者の指示により必要な修理を行うこと

(表3) 不具合箇所の発見から補修までの経緯

時期	状況
平成28年 5月	受託者が、定期点検により、 ①浜町防災船着場の連絡橋側の標示灯 ②明石町防災船着場の上流及び下流の標示灯の未点灯を確認
平成28年 8月	受託者が、河川部に報告(注) 河川部が、受託者に、原因・工事費の概算調査を依頼 注：平成28年度は、水中部の詳細な変状調査の結果、不具合箇所が多数あり、報告書の作成に時間を要した。
平成28年11月	受託者が、原因・工事費の概算調査結果を報告 河川部が、受託者に施工を指示
平成28年12月7日	受託者が施工
平成29年 2月3日	施工完了

イ 業務の進捗状況に応じて概算払を適切に行うべきもの

年度協定第4条において、受託者は「資金計画書」を提出し、部はこれに基づき分割払い、受託者は、四半期ごとの執行状況報告書を提出している。また、資金計画は協議の上、業務の進捗状況に応じて調整できるものとしている。

また、概算払については、会計管理者通知(注3)により、年間及び分割ごとの執行計画及び執行状況を把握し、適正な金額を算定の上、必要最小限度の額を交付することとされている。

ところで、交付資金の執行状況について見たところ、表4のとおり、資金計画と乖離しているにもかかわらず、業務の進捗状況に応じて調整を行っておらず、適切でない。部は、業務の進捗状況に応じて概算払を適切に行われない。

(河川部)

(注3)「会計事務規則第83条第4項の規定に基づく「会計管理者が別に定めるもの」についての一部改正について(通知)」(平成22年11月5日付22会計会第469号)

(表4) 平成28年度の資金交付及び執行状況

(単位：千円)

区分	資金計画	交付額	執行済額	残額	
					計
第1四半期	計	19,255	19,255	367	18,888
	事業費	17,961	17,961	0	17,961
第2四半期	計	1,294	1,294	367	927
	事業費	8,949	8,949	877	26,960
第3四半期	計	8,000	8,000	123	25,838
	事業費	949	949	754	1,122
第4四半期	計	1,207	1,207	22	26,550
	事業費	0	0	1,617	25,816
第4四半期	計	1,207	1,207	1,595	734
	事業費	8,862	8,862	27,819	7,390
第4四半期	計	8,000	8,000	26,426	7,390
	事業費	862	862	1,393	203
合計	計	38,273	38,273	30,680	7,593
	事業費	33,961	33,961	26,571	7,390
	管理費	4,312	4,312	4,109	203

(注) 事業費：保守点検費、清掃・修繕に要する経費

管理費：人件費、その他事務費

(3) 隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行うべきもの

河川部は、「隅田川水辺環境保全業務委託契約」(契約金額：3億2,616万円、契約期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)を、公益財団法人東京都公園協会(以下「受託者」という。)と締結している。

この契約の業務内容は、表5のとおりであり、このうち巡回調査については、表6のとおりである。

巡回調査における施設点検結果について、各建設事務所の対応状況等を見たところ、第一建設事務所及び第六建設事務所では、

- ① 小規模性・即時性の事案に対応するために単価契約を締結しているにもかかわらず、報告から補修まで1年を超えている事例があるなど、速やかに補修が行われていない
- ② 修繕済みのものが未修繕として報告され続けていても、受託者に修正させていない

など、施設点検結果の状況把握及び対応が十分でない事例が見受けられた。これは、両所が、施設点検結果について、受託者と報告内容に関する詳細な聴取や打合せなどを行っていないことによるものである。

このため、両所は、管理区域の施設点検結果について、詳細の聴取や打合せなど、受託者と連携して状況把握を的確に行い、業務委託における巡回調査の結果を活用した効率的な管理を行う必要がある。

両所は、隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行わたい。
(第一建設事務所)
(第六建設事務所)

(表5) 隅田川水辺環境保全業務委託契約の業務内容

1 植栽・芝生管理
2 巡回調査
3 ボランティア活動と連携した「緑と水辺の環境保全」に関する普及啓発・利用促進
4 施設管理
5 設備点検・調査

(表6) 巡回調査の主な業務内容

1 週に一度を標準として、管理区域内の施設点検調査を実施し、月1回、監督員(河川部)及び河川管理者(第一建設事務所、第五建設事務所及び第六建設事務所)に報告すること
2 テラス利用者の安全を確保するため、テラス、階段、管理用通路、転落防止柵、植栽帯、ベンチ等の河川利用施設の状態を確認し、異常がある場合は監督員及び河川管理者に報告すること
3 常に救命浮輪が利用できる状態にしておくため、救命浮輪の有無を確認すると共に、ハンコ・防護柵等の状況等を確認し、異常がある場合は監督員及び河川管理者に報告すること

2 意見・要望事項

(1) 経過観察の取扱いに係る記録について

道路管理部は、路面下の空洞状況を把握することにより、安全・円滑な交通を確保するため、毎年、地下埋設物が多数存在する路線等を対象として路面下空洞調査を実施しており、各所はこの調査結果を参考に現場状況を勘案し、復旧等の対応を行っている。

平成27年度空洞調査に対する各所の対応状況については、表7のとおり、空洞箇所289か所のうち、復旧済み133か所、経過観察156か所(速やかに復旧を行わず、道路巡回点検などを実施)となっている。

そこで経過観察の対象及び理由について見たところ、表8のとおり、各所で異なっており、その判断基準及び経過等が明らかでない状況が認められた。このことについて、部に確認したところ、経過観察の取扱いは、各所が、交通量、空洞の発生位置、舗装構造、舗装厚等の現場状況を勘案して判断するものとしている。また、部は、この取扱いに関して各所と情報共有を行っているが、一義的な定めを設定することが困難であるとしている。

しかしながら、空洞調査委託の目的及び地下構造物の安全確保に対する社会的関心、空洞発生箇所により災害発生時に社会的影響が異なることなどを考慮すると、速やかに復旧を行わず経過観察とする場合は、その判断根拠及び経過等を記録により明らかにしておくことが望ましい。

部は、各所における経過観察の取扱いに係る記録の作成・保存について、検討することが望まれる。

(道路管理部)

(表7) 平成27年度空洞調査に対する各建設事務所の対応状況 (平成29. 3. 1現在) (単位: か所)

事務所名	空洞箇所数	車道部			対応状況		
		A	B	C	復旧済	経過観察	
第一建設事務所	145	11	21	110	3	45	100
第二建設事務所	51	3	8	40	0	26	25
第三建設事務所	50	4	9	37	0	45	5
第四建設事務所	2	0	0	0	2	2	0
第五建設事務所	38	1	5	32	0	12	26
第六建設事務所	1	0	0	0	0	1	0
北多摩南部建設事務所	2	1	1	0	0	2	0
計	289	21	44	219	5	133	156

(注1) ランク: 調査結果において、受託者が陥没リスク判断基準を目安として提案し、以下のとおりランクを付した結果が報告されている。

- A: 陥没の危険性が高いと考えられるため迅速な対応が必要
 - B: 陥没の危険性がやや高いと考えられるため権力早い対応が必要
 - C: 直ぐに陥没する危険性は低いと考えられるが順次補修の必要あり
- (注2) 歩道部についてはランクは付されないが、受託者から、できるだけ速やかな対応が必要と報告されている。

(表8) 経過観察の対象及び理由

事務所名	対象	理由
第一建設事務所	Cランクの一部	周辺状況や現場状況を考慮
第二建設事務所	Cランクの一部	総合的に勘案 (舗装構造、空洞厚等を考慮)
第三建設事務所	Cランクの一部	総合的に勘案 (舗装構造、空洞厚等を考慮)
第五建設事務所	Bランク1件 Cランクの一部	①調査の直前に道路工事を実施している路線 (Bランク1件含む) ②Cランクのうち、空洞厚15cm未満

港 湾 局

1 指摘事項

(1) 一部工事完了の検査を適正に行うべきもの

東京港建設事務所は、表1の契約を締結している。

本件工事において、受注者は、平成28年12月20日付けで一部工事完了届を提出し、所は、平成28年12月21日付けで実施した一部工事完了の検査を合格としている。

その後、所は、表2のとおり、平成29年1月27日付けで工事数量の変更に伴う契約内容変更を決定している。

ところで、一部工事完了の検査を合格とした内訳を見たところ、後日契約内容を変更した数量で合格としており、検査を合格とした数量が適正でない。

所は、一部工事完了の検査を適正に行われたい。

(東京港建設事務所)

(表1) 契約内容

契約件名	平成28年度長巳運河 (東雲一丁目外2箇所) 外内部護岸 (補強) 建設工事
契約金額	210,729,600
工期	平成28.9.9～平成29.2.13

(単位: 円)

(表2) 工事変更内容

変更項目	既定	変更	増(△)減	備考
パソクボク渡溝船	1,531 m ²	1,624 m ²	93 m ²	A工区
土運船運搬	1,531 m ²	1,624 m ²	93 m ²	"
裏埋工 (投入)	1,531 m ²	1,624 m ²	93 m ²	"
裏埋工 (掘取・投入)	0 m ²	539 m ²	539 m ²	"
鋼管矢板継手管内モルタル注入工	10.8 m	0 m	△10.8 m	"
鋼管矢板継手管内モルタル注入工	0 m	361.2 m	361.2 m	"
裏埋工 (掘取・投入)	302 m ²	208 m ²	△94 m ²	B工区
伸縮目地	0 m ²	7 m ²	7 m ²	"
裏埋め均し	971 m ²	860 m ²	△111 m ²	"
基礎砕石工	106 m ²	107 m ²	1 m ²	"
路盤紙	534 m ²	543 m ²	9 m ²	"
コンクリート運搬	53 m ³	54 m ³	1 m ³	"
コンクリート打設	53 m ³	54 m ³	1 m ³	"
溶接金網	534 m ²	543 m ²	9 m ²	"
伸縮目地	7 m ²	33 m ²	26 m ²	"
インターロック工	632 m ²	670 m ²	38 m ²	"
コンクリートはつり	0.8 m ²	22.5 m ²	21.7 m ²	"
コンクリート搬運機	0.08 m ²	0.89 m ²	0.81 m ²	"
コンクリート搬送分費	0.08 m ²	0.89 m ²	0.81 m ²	"
侵入防止柵撤去	7.0 m	8.5 m	1.5 m	"
金網柵移設	61.4 m	61.0 m	△0.4 m	C工区
安全監視船 (警戒船) (延べ118隻)	1式	0式	△1式	"
安全監視船 (警戒船) (延べ50隻)	0式	1式	1式	"

(2) 出納手続を適正に行うべきもの

港湾整備部は、表3の契約を締結しており、東京港建設事務所が、本件工事の監督をしている。本件工事では、電光指示板を1,013万円(設計価格)で2基購入し、本件工事終了後は、別件工事の受注者へ貸与している。東京港物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)第15条では、工事請負に含まれる物品を取得した際には物品の受入れ、物品を貸し付けた際には物品の払出しの出納手続を行うこととなっている。

しかしながら、所は、いずれの出納手続も行っておらず適正でない。所は、出納手続を適正に行われない。

(東京港建設事務所)

(表3) 契約内容

契約件名	平成27年度新砂木門(再整備)建設工事(その2)
契約金額	1,833,840,000
工期	平成27.12.16~平成28.8.5

(単位:円)

(3) 仕様書を適切に作成すべきもの

調布飛行場管理事務所が締結した表4の委託契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が見受けられた。

ア 項番1~3については、仕様書において、作業記録写真を提出することとしている。

また、届においては、「工事記録写真撮影基準」を定め、作業記録写真を撮影する際には、撮影年月日等を黒板に記入し、その黒板も同時に写すこととしている。

ところが、項番1~3の仕様書には、当該基準による旨の記載がないため、撮影年月日が確認できない写真が提出されている。

イ 項番4については、点検結果報告書自体の提出はされていたが、仕様書において、提出すべき旨の記載がなかった。

所は、仕様書を適切に作成されたい。

(調布飛行場管理事務所)

(表4) 契約内容

項番	契約件名	契約金額	契約期間	受託者
1	平成28年度調布飛行場 自家発電設備点検委託	2,076,840	平成28.9.26~ 平成29.2.10	A
2	平成28年度調布飛行場 航空灯火設備点検委託	993,600	平成28.4.1~ 平成29.3.27	B
3	平成28年度調布飛行場 緑地管理委託	996,840	平成28.4.1~ 平成29.2.3	C
4	平成28年度調布飛行場 自家用電気工作物保安管理業務委託	1,059,804	平成28.4.1~ 平成29.3.31	D

(単位:円)

(4) 積算を適切に行うべきもの

総務部、東京港管理事務所及び調布飛行場管理事務所が締結している、表5の契約に係る積算について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 契約1については、表6のとおり、人件費の単価の根拠が不明であり、また、燃料費の単価が合理的な理由なく割高となっている。

イ 契約2については、表7のとおり、単価の根拠が確認できない。

ウ 契約3については、参考見積りの価格精査を行わなかったことにより、表8のとおり、直接人件費一人一日当たりの単価が高額となっている。

エ 契約4については、表9から表11までのとおり、単価表の適用及び積算基準に定められた算定式を誤っている、又は根拠がない金額を計上している。

所及び所は、積算を適切に行われない。

(総務部)

(東京港管理事務所)

(調布飛行場管理事務所)

(表5) 契約内容

契約件名	内容	単価	問題点
1	契約金額 205,200,000		
委託期間	平成28.4.1～平成29.3.31		
受託者	E		東京港管理事務所
契約件名	平成28年度道路巡回臨時警備委託(単価契約)		
発注限度額	999,000		
委託期間	平成28.10.14～平成29.3.31		
受託者	E		
契約件名	平成28年度調布飛行場定電流調整装置点検委託		調布飛行場 管理事務所
契約金額	699,840		
委託期間	平成29.2.8～平成29.3.28		
受託者	F		
契約件名	平成28年度東京港の社会科見学のための客船の運航 (複数単価契約)		
推定総金額	9,980,085		総務部
委託期間	平成28.4.1～平成29.3.31		
受託者	公益財団法人東京都公園協会		

(単位：円)

(表6) 契約1の積算内訳(抜粋)

区分	単価	問題点
全体	1,700	最低賃金@888に係数2を乗じているが、係数の根拠が不明である。
中央監視	1,700	最低賃金@888に係数2を乗じているが、係数の根拠が不明である。
中央監視	1,100	最低賃金@888に係数1.2を乗じているが、係数の根拠が不明である。
レコボアブリッジ巡回	1,100	最低賃金@888に係数1.1を乗じているが、係数の根拠が不明である。
ゲートブリッジ	960	局の単価表等によらず、近隣の実勢価格を調査し後年度推計をした結果であるとされているが、単価表等(例：カンリン@118)より割高となっている。
燃料費	150	

(単位：円)

(表7) 契約2の積算内訳

工種名	単価	問題点
警備(昼間)	4,561	単価の根拠が確認できない。
警備(夜間)	6,646	
車両1台	30,000	

(単位：円)

(表8) 契約3の積算内訳

項目	単価	問題点
直接人件費	141,100	財務局が公表している、設計労務単価の技術者単価のうち、最も高額の単価(主任技術者6万3,700円)と比較しても、2倍以上の高額となっている。

(単位：円)

(表9) 契約4の人件費

項目	正	誤
適用単価表 (平成27.12.1)	27,600	27,200
単価 高級船員(人)	21,700	21,300

(単位：円)

(表10) 諸経費及び技術経費(「港湾工事積算基準(2)平成22年7月1日」より抜粋)

項目	正	誤
諸経費	財団法人等に委託する場合 直接人件費×100/100	建設コンサルタントに委託する場合 直接人件費×120/100
技術経費	財団法人等に委託する場合 直接人件費×200/100×技術経費率(30%)	建設コンサルタントに委託する場合 直接人件費×220/100×技術経費率(30%)

(表11) 燃料・機材費

項目	積算内訳	問題点
70トン以上の船	1式 35,500円	見積書の総額から、部が積算した人件費・諸経費・技術経費を差し引いた額となっている。
70トン未満の船	1式 11,400円	

(5) 履行確認を適正に行うべきもの
 東京港建設事務所は、建物管理委託契約(表12)の中で、空気環境測定を年6回行っている。平成28年度における空気環境測定結果報告書を見たところ、照度及び騒音については、仕様書で測定することとなっているにもかかわらず、全く記載がなかった。
 所は、報告書に一部測定結果の記載がないにもかかわらず、履行の完了を確認しており、適正でない。
 所は、履行確認を適正に行われたい。
 (東京港建設事務所)

(表12) 契約内容

(単位:円)

契約件名	平成28年度東京港建設事務所高潮対策センター建物管理委託
契約金額	3,342,600
委託期間	平成28.4.1~平成29.3.31
受託者	G

(6) 委託契約における写真撮影を基準等に従って行わせるべきもの
 局は、検査の適正化を図るため、記録写真の撮影について基準等(注1)を策定し、撮影位置等を一定にして行うなどの基本的な事項(注2)を定めている。
 とところで、港湾経営部は、表13の事例のとおり、委託の成果物として写真の提出を受けているが、写真の撮影時間の記載が不正確であるなど、基準等に定める写真撮影方法に基づかない不適正な内容のものであることが認められた。
 部は、委託契約の履行確認を適正に行うために、提出を受ける写真撮影について、基準等に従って行わせられたい。
 (港湾経営部)

(表13) 委託契約の履行確認に当たり不適切な写真の事例

(単位:円)

契約件名	平成28年度外貿コンテナふ頭周辺道路渋滞対策調査委託	平成28年度客船受入会場準備委託	平成28年度客船受入会場準備委託
契約期間	平成28.11.18~平成29.1.31	平成28.4.1~平成28.5.20	平成28.8.13~平成28.10.7
契約金額	4,590,000	3,137,760	1,469,880
契約目的	東京港コンテナふ頭における交通渋滞対策に当たっての現状把握	大井水産物ふ頭において客船を受け入れるためのふ頭施設における荷役機械等の片付け・清掃	
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 写真の撮影時間の記載が不正確であり、また、撮影地点の記載がないなど、渋滞状況を確認する写真として不適格 調査計画書に記載すべき「記録写真撮影計画」の記載がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 写真に一切の注釈の記載がなく、委託作業の確認資料として不適格 	<ul style="list-style-type: none"> 「清掃前」と「清掃後」の写真となっているが、被写体が異なるため、比較ができないものとなっている。
関連する基本的な事項	① ② ③	②	①

(注1) 工事記録写真撮影基準(平成24年4月港湾局調査委託標準仕様書(平成24年4月港湾局))
 (注2) 基本的な事項(基準等から抜粋)

- ① 撮影位置及び方向を一定にして行うこと
- ② 工事過程が容易に把握できるように整理すること
- ③ 調査委託では調査計画書を作成し「記録写真撮影計画」を記載すべきこと